

財務省告示第百二十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|----------------|-----------------|--------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-------------|----------------|----------------|----------------|---------|---------------|-------------------|-----|----------------|---------------|-----|------------|----------------|---|-----------|----------------|
| 名称及び記 | 発行の根拠 | 法律及びそ | の条項及びそ | の振替法の適 | 用等 | 発行方法 | 発行方 | 払込金額 | 最低額面金 | 振替単位 | 発行行 | 発行行 | 利率 | 経過利率 | | | | | | | | | | |
| 利付国庫債券（十年）（第二百五 | 十七回） | 財政融資資金特別会計法（昭和 | 二十六年法律第一百一号）第十一 | 條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平 | 成十三年法律第七十五号）以下 | 「振替法」という。の規定の適 | 用を受けけるものとし、その振替 | 機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法 | 律第九十七号）第二十四條第三 | 項第四号に規定する郵便貯金資 | 金による引受け | 額面金額で二千八百九十億円 | 二千万八千九百九十九億二千四百八十 | 五万円 | の記載又は記録は、最低額面金 | の整数倍の金額によるものと | する。 | 平成十六年二月二十日 | 額面金額百円につき百円三十二 | 銭 | 年一・三パーセント | 日本郵政公社総裁は、払込金額 |

の
払
込
み

に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
十
八
号
に
規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 62}{100 \times 365}$$

十
三

初
期
利
子

平
成
十
六
年
六
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
号
及
び
第
十
五
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

十
五

償
還
期
限

平
成
二
十
五
年
十
二
月
二
十
日

十
六

償
還
金
額

日
本
銀
行
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

十
七

元
利
支
所

平
成
十
六
年
二
月
二
十
日

十
八

払
込
期
日